

構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
田辺市
- 2 構造改革特別区域の名称
紀州田辺の特産果実酒・リキュール特区
- 3 構造改革特別区域の名称
和歌山県田辺市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 地勢と気候

本市は、平成17年5月1日の市町村合併により、旧田辺市、旧龍神村、旧中辺路町、旧大塔村、旧本宮町の1市4町村で新「田辺市」となった。紀伊半島の南西部に位置し、西は太平洋に面する他、みなべ町、印南町、日高川町、有田川町、奈良県野迫川村・十津川村、新宮市、古座川町、白浜町、上富田町にそれぞれ隣接する地方都市である。

交通網としては、平成19年11月11日に阪和自動車道が田辺市(南紀田辺IC)まで開通し、京阪神圏とのアクセスがより身近なものとなっている。

総面積は1,026.77km²で、和歌山県全域の約22%を占め、近畿地方では一番の広大な市となったが、その大半は森林で占められている。

気候は、海岸部の温暖多雨な太平洋型気候から、山間地の寒暖の差が激しい内陸型の気候まで広範囲にわたっている。年間平均気温は13.1度から17.1度、年間降水量は1,780mmから2,860mm、年間日照時間は1,343時間から1,995時間とかなりの地域差が見られる。

(2) 人口

平成17年(10月1日、以下同じ)の国勢調査では82,499人であり、昭和60年の88,263人をピークに減少傾向にある。

年齢別にみると、平成17年で、年少人口比率が14.4%、生産年齢人口比率が60.4%、老年人口比率が25.2%となっており、平成7年時点の年少人口比率16.9%、生産年齢人口比率63.4%、老年人口比率19.7%と比較して、少子高齢化が進行している。

人口が減少傾向にある一方で、世帯数については、平成17年が32,643世帯であり、平成7年の31,033世帯と比較して増加傾向を示しており、核

家族化や単身世帯の増加が考えられる。

(3) 産業

本市は、沖に黒潮が流れる紀伊水道に面した海岸部から紀伊山地の山岳部まで広がっている。

基幹産業である農林水産業とりわけ農業については、海岸部から山間部まで、温暖湿潤な気候を活かした果樹栽培が盛んである。特に梅は紀州梅の本場であり、全国第2位の年間約22,000トンを生産しており、地元での梅干し等の加工品はもとより、青梅としても全国の市場へ出荷されている。

梅栽培は江戸時代に始まり、紀州藩田辺領では痩せ地の多い当地域での梅栽培を免租としたことに遡る。また、温州みかん等柑橘類やスモモの栽培も古くから盛んで、極早生品種に始まり、温州の完熟品や多彩な中晩柑品種までを栽培し、年間を通じ豊富な果実を全国へ届けている。

林業については、市の面積の89.2%を森林で占めていることから、古くから木材の生産及び製材業はもとより、紀州備長炭の製炭業も盛んに行なわれてきた。近年は、本来の林業は不振であるが、水資源の涵養や国土保全、生態系の維持、環境保全の観点からの関心の高まりのなか、間伐等の森林整備や作業道等の基盤整備が推進されている。

漁業については、黒潮の影響による水産資源は豊富であり、1本釣り、巻き網、船びき網漁業等が行なわれており、カツオ、アジ、サバ、シラス、イワシ等の魚種のほかイセエビや車エビ類も漁獲されている。しかし、原油高近年の不況の波にのまれているのが現状である。

地場産業としては、製材業、梅加工業、釦製造業、水産加工業が古くからあり、地域経済の振興に貢献している。なかでも梅加工業は出荷額200億円を超えており、梅の生産・加工・販売を中心としていくつかの業種が相互に関連した、いわゆる「梅産業」が形成されている。また、田辺市は、紀南地域の商業拠点として発展してきたが、市街地の拡大や大型店の進出等により、中心商店街の空洞化が進展してきたことから、活性化への取り組みが行われている。

観光については、世界文化遺産である熊野古道・熊野本宮大社をはじめ、海・溪谷・温泉など豊かな自然と歴史文化遺産に恵まれており、これをPRすることで、観光客、リピーター客の増加を図っている。

(4) 課題

農業においては、基幹作物である梅・柑橘は供給過剰と消費の減退等により価格低迷の状況が続いており、これによる農業収入の落ち込みが農業経営を不安定化させている。また、農家の高齢化や後継者の減少により、不耕作地も増

加している。

そこで、梅・柑橘とも消費と販路の拡大による価格の安定化を図り、農業経営を安定させ農業後継者の確保、育成に繋げることが、地域農業存続のための重要課題となっている。

また、本市の地域経済を支えてきた梅加工業においても、梅消費市場の成熟化と梅干し需要の減退、中国産や国内他産地との競合で販売額が減退しており、事業者の経営は厳しい状況にある。そのため、梅消費の拡大と紀州梅ブランドの確立、梅の新しい加工や用途開発が課題となっている。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市の農業と地場産業の柱である梅の生産・加工・販売までのいわゆる「梅産業」の活性化策として、特例措置を活用し、地域の特産果実である梅や柑橘類を原材料とする果実酒・リキュールを製造販売するという事業機会の拡大を図る。

また、特産果実酒を市の新しい魅力・個性として発信することにより、観光地としての地域全体のイメージ向上を図り、全国へ田辺市をPRすることができる。

6 構造改革特別区域計画の目標

特例措置を活用することにより、地域の特産果実を用いた果実酒・リキュール製造が小規模主体でも可能となり、これを製造・販売することで新しい消費層の獲得と販路の拡大を図るとともに、伝統食品である梅そのものへの関心を呼び起こすことで梅全体の価値を上げて消費の拡大に結びつけ、農家や加工事業者の経営の安定化を目指し、地域経済の活性化への方策とする。

また、市を訪れる観光客等への特産果実酒・リキュールの提供により、新しい魅力のある観光資源として発信することができ、市のイメージ向上と認知度の向上を目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域計画の実施により、農家・農業関係者・加工事業者等にとって新たな事業の機会が拡大することにより、梅を始めとする多彩な特産果実の消費・販路の拡大による事業経営の安定化に繋がり、市の第一の基幹産業である梅産業の活性化が期待できる。

また、本市の観光資源としては、世界遺産に登録された熊野古道や熊野本宮大社をはじめ、日本三美人の湯で有名な龍神温泉、本宮町の湯の峰温泉、川湯

温泉、渡瀬温泉などがあり、これら観光資源と特産果実酒を結びつけることで交流人口の増加が図られる。

項 目	実績値 (平成 19 年度)	目標値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 25 年度)
酒造免許取得数	—	2 件	3 件
観光客入込数	3,847,781 人	4,000,000 人	4,100,000 人

8 特定事業の名称

709 特産酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) みなし製造規定の適用除外特例の活用

世界文化遺産に登録された熊野古道や豊かな自然と温泉を訪れる観光客が増える傾向にあることから、今回租税特別措置法の改正による特例を活用して、地域の旅館・民宿・飲食店等においても、地元産の果実を使ったりキュールの提供に努めることにより、観光地のおもてなしとしての新しい魅力発信に努める。

本市では、今秋に、農業体験交流施設「秋津野ガルテン」や農家民宿の開業も予定されており、こうした場所においても特例を活用することにより、梅酒等の製造を新鮮な体験メニューとしても宿泊客に提供できることになり、都市農村交流人口の増加が期待される。

(2) PR活動、地域ブランドの推進

田辺市では、地域全体のイメージの向上と、商品・特産品の販売促進や観光客の増加を通じた地域活性化を目指し、地域ブランド化に取り組んでいる。

農協、農業者団体、加工事業者等各種関係団体とも連携し、大都市や消費地、さらには地元で行う市の特産物の宣伝フェアや販売促進活動等にお

いて、本市果実酒・リキュールの魅力をPRする。

本市の梅・柑橘類は早くから銘柄産地として高い品質評価を受けており、その田辺の特産果実を原料として地域で製造する果実酒・リキュールを「ほんまもん」ブランドとして情報発信し、これを市のPRメッセージとして活用し、市の認知度の向上と合わせPRに取り組む。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

709 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産された地域の特産物（梅・温州みかん・ぶどう・スモモ）を原料とした果実酒又は地域の特産物（梅・温州みかん・ぶどう・スモモ・晩柑）を原料としたリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に關与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行なわれる区域

田辺市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物を原料とした果実酒・リキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図る為に特産酒類を製造する。

5 当該規則の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、当市が指定する地域の特産物である梅・温州みかん・ぶどう・スモモを原料とした果実酒又は梅・温州みかん・ぶどう・スモモ・晩柑を原料としたリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準(6キロリットル)が、果実酒は2キロリットル、リキュールは1キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、新しい地場産品や地域ブランドの創設にも繋がり、販路が拡大することで農業や加工事業者等の活性化、さらには地域全体の活性化に繋がる。

このようなことから、本市においては当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特定事業により酒類の製造許可を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な納税申告や記帳業務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされるので、市は、無免許製造を防止する為に制度内容の広報周知を行なうとともに、製造者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行なう。